

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年11月24日 熊本市中央区黒髪地内	個人 (車両所有者) 自転車	24,640円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年12月2日 荒尾市西原町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	440,363円	
3	令和7年12月10日 熊本市東区尾ノ上地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	46,030円	
4	令和8年1月8日 熊本市北区植木町地内	熊本日野自動車 株式会社 (車両所有者) 普通乗用車	66,220円	

5	令和8年1月10日 阿蘇郡産山村大字大利 地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	1,322,210円	
		医療法人 社団坂梨会 (車両所有者) 普通乗用車	1,558,500円	
6	令和8年3月17日 熊本市東区月出地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	217,833円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
7	令和7年11月12日 天草市古川町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異 議及び請求の申立てをしないこと。